

建築保全業務委託契約書約款

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、鹿沼市建築保全業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書の内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。ただし、契約金額の年割額、履行期間、支払日及び金額は別紙のとおりとする。

3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この約款の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

6 発注者が第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、発注者から受注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。

7 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(契約代金内訳書及び業務計画書)

第2条 受注者は、発注者が契約代金内訳書の提出を求めたときには応じなければならない。なお、契約代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

2 受注者は、契約締結後5日以内に、業務工程表又は業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、施設管理担当者が特に認めたときはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その仕様に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する受注者の責任)

第6条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。
- 3 前項に定めるもののほか、受注者は、使用人に関し発注者の請求があったときは、氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

(施設管理担当者)

第7条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

- 2 施設管理担当者は、この約款の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不相当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明記した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

第10条 受注者は、仕様書に従い、実施した日及び月ごとに発注者に対して業務実施報告

書を提出しなければならない。

- 2 発注者又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

第11条 発注者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

- 2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第12条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者が協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第14条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条の2 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第15条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を決め、発注者に通知することがで

きる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第17条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときはその限度において発注者の負担とする。
- 3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

第18条 受注者は、履行期間の年度ごとに業務の全部又は一部が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務の全部又は一部の完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払い)

第19条 受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、別途協議書により特に定める場合を

除き、その日から起算して30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第20条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

3 発注者が受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、発注者はその責めを免れる。

(業務の履行責任)

第21条 第18条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第22条の3又は第22条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条又は第25条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第23条又は第23条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築物の保全に関する業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第22条の4 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき、又は受注者が発注者を当事者とする他の契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

(予算削減に係る契約の解除等)

第22条の5 この契約が長期継続契約の場合、発注者は翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約を変更又は解除するときは、発注者は、文書をもって受注者に通告するものとする。
- 3 第1項の規定により発注者がこの契約を変更又は解除したことにより、受注者に損害を与えたときは、受注者は、発注者にその損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条の6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第22条の3又は第22条の4の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について、破産法(平成16年法律第75号)に規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3)受注者について、民事再生法（平成14年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が第25条の規定に違反したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(解除に伴う措置)

第24条 発注者は、第22条から第22条の3又は第22条の5の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、前項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申

し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前各項の規定は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(遅延利息の徴収)

第26条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）で計算した遅延利息を徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの約款に基づく第19条第2項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わなかったときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第27条 受注者がこの約款に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額及び受注者の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第28条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は事業者団体が独占禁止法第8条

第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行なわれたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行なわれていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行なわれたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第29条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び施設管理担当者の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項及び同条第4項の規定により受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、第1項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 発注者又は受注者は、第1項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第30条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第31条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(別記)

個人情報保護取扱特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

2 契約中の個人情報の取扱いに関する規定が、個人情報保護取扱特記事項の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、個人情報保護取扱特記事項の規定が優先する。

(個人情報の保護に係る乙の責務)

第2条 乙は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、この契約書の各条項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(身分証明書の携帯)

第3条 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密（成果品及び設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）及び個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、委託事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(調査等)

第5条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、甲の職員に調査若しくは監督をさせ、又は乙に説明、資料の提出若しくは定期報告を求める等の必要な指示を与えることができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要求又は指示があった場合は、それらに従わなければならない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に報告し、承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲

に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7条 乙は、この契約に基づく事務を処理するため、甲から引き渡された原票、資料等を、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の加工、再生等の禁止)

第8条 乙は、委託事務の範囲を超えて、委託事務に係る個人情報の調査、分析等の処理過程で得られる付随的な情報の使用、当該個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の適正な管理)

第10条 乙は、甲から提供された原票、資料等のうち、個人情報に係るもの及び乙が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠し、入室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

2 乙は、業務において日常的に操作する端末以外の機器を用いて、個人情報を取り扱う作業をしてはならない。

(搬送責任)

第11条 委託事務に係る甲から提供された原票、資料等及び乙が契約履行のために作成したそれらの記録媒体(次項において「記録媒体等」という。)は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

2 個人情報が記録された記録媒体等は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、定められた場所から持ち出してはならない。

3 前項の規定により、個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理、施錠した専用ケースの利用又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

(事故発生のお知らせ)

第12条 乙は、委託事務の処理又は実施に際し事故が発生したときは、速やかにその状況について書面をもって甲に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、毀損等であるときは、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(甲又は第三者に及ぼした損害)

第13条 前条に規定する事故によって甲又は第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由に

より生じたものについては、甲がこれを負担する。

- 2 前項の損害のうち第三者に対するものを甲が負担し、甲から当該負担分の請求があったときは、乙は、当該請求を拒むことができない。
- 3 第1項に定めるもののほか、委託業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。
- 4 前3項の場合その他委託業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(事実の公表等)

第14条 第12条第2項に規定する個人情報漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、甲は、乙に対し、弁明の機会を付与するとともに、必要に応じて、その事実を公表することその他必要な措置を講ずることができる。

- 2 第5条第2項又は第12条第2項に規定する甲の指示に乙が従わないときは、甲は、乙に対し、弁明の機会を付与するとともに、必要に応じて、その事実を公表することその他必要な措置を講ずることができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の委託事務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (2) 乙の責めに帰する事由により期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済部分の引き渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額を乙に支払うものとする。
 - 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(記録媒体上の情報の返還及び消去)

第16条 乙は、委託事務が完了し、又はこの契約が解除されたときは、乙の保有する記録媒体上に記録された委託事務の処理又は実施に係る一切の情報を甲に返還するとともに、甲の同意を得て委託事務の終了後にすべて消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲との協議の上、委託事務の処理に係る情報が記録された乙の保有する記録媒体を廃棄するときは、第三者に利用されることのないよう焼却、裁断、破壊等復元不可能な状態により処分しなければならない。

3 個人情報を取り扱った機器等の物理的破壊を行った場合は、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、甲から求めがあった場合は、書面により甲に対して報告しなければならない。

(注)「甲」は鹿沼市を、「乙」は受託業者を指す